

第2号様式(第10条関係)

令和 8 年 4月30 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島尻 忠明



令和 7年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和 7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和 7年度 政務活動費収支報告書

議員名 島尻 忠明

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	367,900	議会活動報告書 折込代
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費	1,200,000	家賃(12ヶ月)
事 務 費	232,100	PCリース代(12ヶ月)
人 件 費		
合 計	1,800,000	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式-①

經費區分別支出一覽表

經費区分	広聴広報費
1. 広報費	1. 広報費
2. 聴取費	2. 聴取費
3. 調査費	3. 調査費
4. 印刷費	4. 印刷費
5. 雑費	5. 雑費
6. 委託費	6. 委託費
7. 雑費	7. 雑費
8. 雑費	8. 雑費
9. 雑費	9. 雑費
10. 雑費	10. 雑費
11. 雑費	11. 雑費
12. 雑費	12. 雑費
13. 雑費	13. 雑費
14. 雑費	14. 雑費
15. 雑費	15. 雑費
16. 雑費	16. 雑費
17. 雑費	17. 雑費
18. 雑費	18. 雑費
19. 雑費	19. 雑費
20. 雑費	20. 雑費
21. 雑費	21. 雑費
22. 雑費	22. 雑費
23. 雑費	23. 雑費
24. 雑費	24. 雑費
25. 雑費	25. 雑費
26. 雑費	26. 雑費
27. 雑費	27. 雑費
28. 雑費	28. 雑費
29. 雑費	29. 雑費
30. 雑費	30. 雑費
31. 雑費	31. 雑費
32. 雑費	32. 雑費
33. 雑費	33. 雑費
34. 雑費	34. 雑費
35. 雑費	35. 雑費
36. 雑費	36. 雑費
37. 雑費	37. 雑費
38. 雑費	38. 雑費
39. 雑費	39. 雑費
40. 雑費	40. 雑費
41. 雑費	41. 雑費
42. 雑費	42. 雑費
43. 雑費	43. 雑費
44. 雑費	44. 雑費
45. 雑費	45. 雑費
46. 雑費	46. 雑費
47. 雑費	47. 雑費
48. 雑費	48. 雑費
49. 雑費	49. 雑費
50. 雑費	50. 雑費
51. 雑費	51. 雑費
52. 雑費	52. 雑費
53. 雑費	53. 雑費
54. 雑費	54. 雑費
55. 雑費	55. 雑費
56. 雑費	56. 雑費
57. 雑費	57. 雑費
58. 雑費	58. 雑費
59. 雑費	59. 雑費
60. 雑費	60. 雑費
61. 雑費	61. 雑費
62. 雑費	62. 雑費
63. 雑費	63. 雑費
64. 雑費	64. 雑費
65. 雑費	65. 雑費
66. 雑費	66. 雑費
67. 雑費	67. 雑費
68. 雑費	68. 雑費
69. 雑費	69. 雑費
70. 雑費	70. 雑費
71. 雑費	71. 雑費
72. 雑費	72. 雑費
73. 雑費	73. 雑費
74. 雑費	74. 雑費
75. 雑費	75. 雑費
76. 雑費	76. 雑費
77. 雑費	77. 雑費
78. 雑費	78. 雑費
79. 雑費	79. 雑費
80. 雑費	80. 雑費
81. 雑費	81. 雑費
82. 雑費	82. 雑費
83. 雑費	83. 雑費
84. 雑費	84. 雑費
85. 雑費	85. 雑費
86. 雑費	86. 雑費
87. 雑費	87. 雑費
88. 雑費	88. 雑費
89. 雑費	89. 雑費
90. 雑費	90. 雑費
91. 雑費	91. 雑費
92. 雑費	92. 雑費
93. 雑費	93. 雑費
94. 雑費	94. 雑費
95. 雑費	95. 雑費
96. 雑費	96. 雑費
97. 雑費	97. 雑費
98. 雑費	98. 雑費
99. 雑費	99. 雑費
100. 雑費	100. 雑費

[illegible]

広 報 証

広報紙・報告等作成費

充当割合:政務活動 のみ全額充当

(会派負担+個人負担で100%)

No 530456

領 収 証 2026年3月25日

登録番号: T1360001006661

株式会社 うる

〒901-1111 沖縄県南風原町字兼城577

☎(098)889-5362 ☎(098)889-5363

http://www.ur...

認証番号: SGSHK-COC-350623

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
議会活動報告書 Vol.6 A3	21,000	枚	19	399,000
折込代 沖縄タイムス	11,015	枚	6.5	71,597
折込代 琉球新報	8,880	枚	6.5	57,720
印刷・折込代として				
上記のとおり領収いたしました				
10%対象				75,283.17
消費税額 10%				5,283.17
合 計				75,811.48

内	現金	
	小切手	
	手形	
訳	相殺	
	振込	✓ 38,148



議会活動報告書 (21,000 枚) 沖縄タイムス (11,015 枚) 琉球新報 (8,880 枚)

581,148 - 213,248 (会派分) = 367,900

充当額 367,900 円

広報紙充当可能割合確認票

議員名

島尻 忠明

広報紙名	紙面割合
議会活動報告 Vol.6	●全体面積: $21\text{cm} \times 29.7\text{cm} \times 4\text{面} = 2494.8\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 ① $0\text{cm} \times \text{cm} = 0\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 2494.8\text{cm}^2) = 1 \quad \therefore \quad 100/100\text{以下}$

沖縄県議会議員 島尻 忠明

総務企画委員会
議会運営委員会

議員活動報告

Vol.6

2026.3.25



日頃より島尻忠明の議会活動に対し、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

長く続く賃金格差と物価高騰に直面する県民生活を立て直すには、高市総理が掲げる「強い経済」の構築こそが最善の策だと私は確信しております。

特に沖縄県においては、地域経済の自立を図る上で、基地跡地の有効活用をはじめとする諸施策は避けて通れません。そのために現在取り組んでいる「GW(ゲートウェイ)2050プロジェクト」を強力に推進することで、島嶼県としてのポテンシャルを最大限に引き出し、基幹産業の高度化はもちろん、世界から注目される市場を創出することが可能です。

私も沖縄県議会議員として、「強い経済」を実現するためにそして沖縄県発展のために全身全霊で取り組んで参ります。

6月議会一般質問

令和7年7月1日(火)

1. 知事の政治姿勢に関連して

- (1) 政府の進める総合的な防衛体制の強化に資する取組の公共インフラ整備について

2. 土木建築行政について

- (1) 県道浦添西原線の早期整備及び早期事業化について
- (2) 屋富祖交差点の局所混雑解消について
ア、屋富祖通りから国道58号に出る際は右折できないことから、屋富祖通りからの車両がさばき切れずに混雑がある状況について

3. 資格外活動許可について

- (1) さきの定例会でも伺いましたが、その取組について伺う。

4. 外国人留学生における在留カードの取組について

- (1) 県内における外国人留学生の数について
- (2) 在留カードの認識について
- (3) 那覇空港(入管)において在留カードが発行されないことによるトラブルについて把握しているか。

5. 我が会派の代表質問との関連について

6月議会
QRコードから動画視聴可能▶



9月議会一般質問

令和7年9月22日(月)

1. 知事の政治姿勢について

那覇港湾施設の浦添ふ頭地区への移設について

- (1) 玉城デニー知事は知事就任時に翁長県政を引き継ぐとしており、那覇港湾施設の移設は受け入れる立場であったが、これまでどおり那覇港湾施設の移設を受け入れる立場であることに変わりはないか伺う。
- (2) 移設に係る現在の進捗状況について伺う。

2. 離島住民の生活コストの軽減の取組について

- (1) 沖縄の離島は、美しい自然と独自の文化を有し、国土保全や観光資源として極めて重要な位置を占めている。しかし一方で、生活物資の多くを外部から移入しなければならない構造的制約の下、輸送コストの高さが住民生活を圧迫している。

特に、県外移出に対する補助は存在するものの、生活に直結する県内移入には十分な支援がなく、沖縄県の消費者物価指数は東京を上回る水準となっている。住宅建設費も資材価格高騰や輸送費増大により高止まりし、若年層や子育て世帯の定住を阻害している。このような課題解決に向けての取組について伺う。

3. 原付一種(50cc)のバイク製造終了について

- (1) 新たな排ガス規制が適用されることになり道路交通法施行規則等が改正され、令和7年4月から総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御した二輪車を新たに一般原動機付自転車として区分し、現行の原付免許があれば運転できることになりました。との答弁がありましたが、新規で免許取得する際はどのようなになるか伺う。

- (2) 一般原動機付自転車の二段階右折の現状と課題について伺う。
- (3) 二輪車の車両通行区分規制について伺う。
4. 前回の定例会後の「公共インフラ整備についての取組」について伺う。
5. 浦添北道路について
6. 我が会派の代表質問との関連について



YouTube ▶▶▶

9月議会・QRコードから動画視聴可能▶

11月議会一般質問

令和7年12月8日(月)

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設に伴う環境影響評価方法書に係る一般意見の概要に関連して

1. 知事の政治姿勢について

- (1) 沖縄防衛局は、10月23日に県に意見概要を提出したとの報道があるが、関係法令（環境影響評価法、環境影響評価法施行令）によると、知事の意見書を90日以内に提出することとされている。令和8年1月21日が期限となり、それまでに意見書を提出することでよいかわう。
- (2) 「那覇港湾施設代替施設建設事業」と浦添市が実施している「那覇港浦添埠頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業」は、同じ那覇港港湾計画のエリア内に所在していることから、これらの両事業に対する方法書の知事意見は、双方の整合性を図るべきである。このため、「那覇港浦添埠頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業」に付した意見とバランスを取り、「那覇港湾施設代替施設建設事業」だけに対して特段厳しい意見を付すことはないと思うが、そのような理解でよいかわう。

2. 土木行政について

- (1) 昨今の自然災害による県内の土砂崩れや道路の冠水の状況と災害復旧への取組について伺う。

3. てだこ浦西駅周辺整備について

- (1) 浦添市モノレールてだこ浦西駅を中心とした交通結節機能強化検討に関する住民ワークショップについて伺う。
- (2) てだこ浦西駅を中心とした周辺のまちづくりについて伺う。

4. 我が会派の代表質問との関連について



YouTube ▶▶▶

11月議会・QRコードから動画視聴可能▶



2月議会代表質問

令和8年2月18日(水)

1. 知事の政治姿勢について

> 全18質問

2. 医療・介護・福祉・生活衛生について

- (1) 県内の医療提供体制については、地域や診療科によって状況に差があり、特に救急医療や専門医療への不安を感じている県民も少なくない。医療体制の在り方は、県民の生命と安心に直結する重要な課題である。知事は現在の県内医療提供体制の全体像をどのような状態にあると認識しているのかについて伺う。

2-(1) 答弁(要約)

県内では医師不足や経営環境の悪化が課題となっています。これを受け、国は令和8年度診療報酬を3.09%引き上げる方針を決定しました。県としましては、引き続き施策を通して安定した医療提供体制の確保に努めてまいります。

- (2) 医師不足は地域医療の持続性を左右する深刻な課題であり、特に離島や中山間地域ではその影響が顕著である。医師不足が続けば、医療体制の縮小や住民の不安増大につながるおそれがある。県として医師不足をどの程度深刻な問題と捉え、どのような認識を持っているのかについて伺う。
- (3) 県ではこれまで、医師派遣や研修支援など、医師確保に向けた様々な施策を実施してきた。これらの取組が現場でどのような成果を上げてきたのかを検証することは、今後の施策を検討する上で不可欠である。医師確保施策について、これまでの成果と限界をどのように評価しているのかについて伺う。

2-(2)(3)：答弁(要約)

本県は指標上「医師多数県」ですが、実際には離島や北部で深刻な医師不足が続いています。これまで県では、自治医科大学や琉球大学などと連携した医師養成や派遣により一定の成果を上げてきました。しかし、依然として厳しい地域での常勤医師確保に向け、国へ研修医枠の拡大などを要請しており、今後も安定的な医療体制の構築に努めています。

(6) 介護分野では慢性的な人材不足が続いており、現場ではサービス提供体制の維持に不安を抱える声が多く聞かれる。人材不足は、介護サービスの質や継続性に直結する重要な課題である。知事は現在の県内における介護人材不足の状況をどのように認識しているのかについて伺う。

(7) 介護人材不足への対応には、短期的な対策にとどまらず、計画的かつ継続的な取組が求められる。これまでの施策の延長で十分なのか、新たな視点が必要なのかを見極めることが重要である。介護人材確保に向け、県としてどのような方向性で取組を進めていく考えなのかについて伺う。

2-(6)(7)：答弁(要約)

本県では介護人材不足が深刻な課題となっており、令和7年12月時点で有効求人倍率が3.05倍に達しています。この状況を改善するため、県は外国人材の受入支援や人材育成に加え、生産性向上の拠点となる「通称かいテク沖縄」を令和7年度に設置するなど、多角的な対策を強化しています。

(12) 生活衛生分野は、感染症対策や食品衛生、環境衛生など、県民の健康と安全を支える重要な行政分野である。業務内容が多様化・高度化する中で、現行の行政体制が十分に対応できているのかが問われている。現在の生活衛生行政体制をどのように評価しているのかについて伺う。

2-(12)：答弁(要約)

県では、県民の健康と安全を支えるため、「沖縄県感染症予防計画」に基づく医療・検査体制の整備や、「沖縄県食品衛生監視指導計画」に沿った営業施設の監視指導、さらに環境衛生分野での適切な施設指導など、関係法令等に基づき施策を推進しております。

(16) 北部医療センター整備は地域医療体制の要であり、診療科偏在の是正や救急医療体制強化が期待されている。整備工程の進捗状況、医師確保の具体策、専門診療科の配置計画など、医療機能の見通しについて伺う。

2-(16)：答弁(要約)

公立沖縄北部医療センターは、1月13日に安全祈願祭を終え令和10年度開院に向けた整備が進行中です。懸念の医療従事者確保についても、指定管理者の沖縄県北部医療財団と県が連携し、他県視察や勉強会等の具体的な対策を講じています。

> 全17質問

3. 離島振興について

> 全13質問

4. 国土強靱化・防災・減災について

(3) 老朽化した道路や橋梁、上下水道などのインフラは、災害時に被害を拡大させる要因となり得る。防災・減災の観点からは、平時からの点検や計画的な更新が重要である。老朽インフラ対策について、防災の視点をどのように位置づけて進めているのかについて伺う。

(12) 水道施設の老朽化が進む中、更新費用増大により料金高騰が懸念されている。老朽管更新計画の進捗状況と、住民負担抑制策をどのように講じているのかについて伺う。

4-(3)(12)：答弁(要約)

交付金の減額による遅れを取り戻すため、中期計画を随時見直ししながら水道施設の強靱化を推進し、AIによる老朽度評価の結果を反映し、よりの確で効率的な老朽化対策を実施します。なお、県民負担を軽減するため、1立方メートルあたり5円21銭の料金減免を、当初の予定を更新して令和9年2月末まで継続する方針となっております。

(4) 大規模災害が発生した場合、迅速かつ適切な医療提供体制を確保できるかどうかは、多くの命に直結する。平時から医療機関や関係機関との連携を強化し、体制を整えておく必要がある。災害時における医療体制の整備状況について、県としてどのように評価しているのかについて伺う。

4-(4)：答弁(要約)

沖縄県は、第8次沖縄県医療計画に基づき、施設整備やDMATや災害支援ナース等の人材確保、関係機関との訓練を推進しています。今後も連携を密にし、災害時に適切な医療を提供できる体制強化に取り組んでおります。

(5) 避難計画や避難所が実際の災害時に機能するかどうかは、平時の備えにかかっている。特に高齢者や障がいのある方など要配慮者への対応が重要となる。現在の避難体制について、要配慮者対応を含め、その実効性をどのように評価しているのかについて伺う。

4-(5)：答弁(要約)

災害対策基本法に基づき、県は自力避難が困難な高齢者等のための個別避難計画策定を推進しています。アドバイザー派遣やセミナー等で市町村を支援した結果、令和8年2月末までに全自治体で策定が完了する見込みとなっております。

> 全13質問



現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書

沖縄県議会では、本県の地理的条件の不利性や現下の物価高騰、さらには企業の自助努力の限界を超えた状況等を踏まえると、公定価格の抜本的な見直しは急務であることから、議員提出議案第2号「現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書」を議案とし、提出者を代表して島尻忠明が提案理由の説明を行い、可決されました。



YouTube ▶▶▶

議員提出：QRコードから動画視聴可能▶

現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書

沖縄県は多数の離島を抱える地理的特性から、移動費・輸送費・労務費等が恒常的に高くなる構造的な不利性を有している。そのため、全国一律の公定価格や積算制度では、こうした実情が十分に反映されているとは言えず、様々な現場に過度な負担を強いている。その上、本県は国府世帯の割合が全国と比較して非常に高く、子どもの貧困問題解消や子育て支援策等が重要な行政課題であるという地域特性も同時に抱えている。

また、全国の公立病院の86%が赤字を抱えているように、本県の医療提供体制を支える県立病院についても、物価の急激な高騰、エネルギー価格や光熱費の上昇、さらに賃金水準の引上げなどが重なり、令和6年度に過去最大となる約100億円の赤字を計上するなど、かつてない危機に直面している。

さらに公共事業・維持管理費でも、資材価格、輸送費、労務費の高騰により工事費の上振れが常態化している。本県の建設業界は人材不足に加え、資材輸送費が全国平均より高く、企業努力では対応不可能な局面に達しており、インフラ整備や維持管理に後れが生じつつある。

このような状況により、県内の各基幹分野が揺らげば、県民の命と暮らしを守ることはできない。本県の地理的条件の不利性や現下の物価高騰、さらには企業の自助努力の限界を超えた状況等を踏まえると、公定価格の抜本的な見直しは急務である。

よって、本県議会は、下記事項について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 島嶼県である本県の地理的不利性を踏まえ、移動費・輸送費・労務費を反映できる特別加算等の拡充を行うこと。
- 2 危機的状況にある沖縄県立病院や民間病院について、物価高や人件費の上昇に見合った診療報酬の引上げや補助制度を創設するなど国が財政支援を行うこと。
- 3 医療・介護・保育・福祉等のサービスに従事する職員の報酬を引上げ、人材確保、公共インフラなどが安定的に維持できるよう、公定価格の引上げや必要な予算措置を通じて国として責任ある支援を行うこと。
- 4 公共事業・維持管理費について、資材・労務単価の高騰を的確に反映できる積算制度の見直しと十分な予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書

本日、沖縄県議会において、県民の安心・安全な飲み水の確保に向けた対策には、引き続き国の支援が必要であると考えことから「県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書」（議員提出議案第1号）を提出いたしました。提出者を代表して島尻忠明議員が意見を述べました。



▲QRコードから
動画視聴可能

県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書

沖縄県企業局北谷浄水場の水源である、沖縄本島中部の河川や地下水においては、国が定める環境の指針値を超える有機フッ素化合物PFOS及びPFONAが検出されている。その発生源について、沖縄県の調査によると基地周辺の濃度が非常に高いという結果が出ているが、現時点では明確な特定には至っていない。

そのような中、北谷浄水場では、防衛省の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条に基づく民生安定施設整備事業を活用し、高機能活性炭を導入して水道水の安全確保対策を行っている。

当該活性炭は、経年的に吸着能力が低下するため、定期的な交換が必要になるが、交換については同事業の補助対象外であることから、2026年度以降に予定する活性炭の更新には活用できないとされている。また、資材単価や人件費の上昇等により、交換費用のさらなる高騰も見込まれており、県が多額の費用を負担することになれば、受益者である県民の負担増も避けられないこととなる。

北谷浄水場は県内約45万人に水道水を供給しており、県民の健康被害に対する不安を解消するためにも、引き続き安全で安心な水を安定的に供給する必要がある。

よって本県議会は、県民の安心・安全な飲み水の確保に向けた対策には、引き続き国の支援が必要であると考えことから、下記事項について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

記

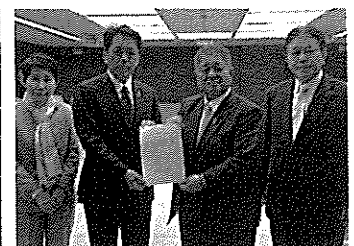
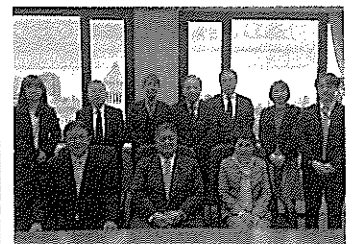
- 1 北谷浄水場における安心・安全な飲み水の確保のため、高機能活性炭の交換費用などについて、国が必要な支援を図ること。
- 2 県民の安心・安全な飲み水の確保に向けては、汚染源への対策も必要であることから、北谷浄水場の水源における汚染源の究明と対策を早急に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月10日

沖縄県議会

県外要請：令和8年1月15日(木)～1月16日(金) 県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援を 求める意見書提出





沖縄タイムス証明書

株式会社うるま印刷

御中

島尻忠明

御中

日 付：2026年3月25日 水曜日

配布枚数： 11,015 枚 サイズ： A-3

媒体種別： 沖縄タイムス

1/1

[illegible]

上記の指定期日通り、配布したことを証明申し上げます。

発行日 2026年3月25日

株式会社 **タイムスアドネクス**
那覇市久茂地2丁目2番2号(タイムスビル)
TEL.(098)866-4812
FAX.(098)866-4855



統一様式—①

経費区分別支出一覧表

経費区分

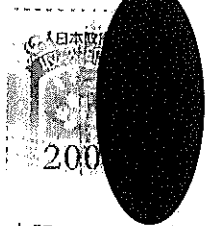
事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃(4月分～3月分) @100,000 × 12	1,200,000	全額	1,200,000
事務所費 充当合計				1,200,000

当割合:政務活動のみ全額充当

家賃

事務所費
/ 月分



領 収 証

No. 11954

令和 7年 3月22日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2025/04	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 ・ FAX : 098-878-5372

係
印

2

当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

5月分



領 収 証

No. 11955

令和 7年 4月21日

島尻 忠明 様

金額 ¥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2025/05	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

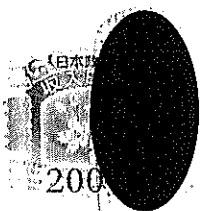
係
印

当割合：政務活動のみ全額充当

家賃

事務所費

6 月 分



領 収 証

No. 11956

令和 7年 5月21日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2025/06	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係	
印	25

当割合:政務活動のみ全額充当

家賃

事務所費

7月分



領収証

No. 11957

令和 7年 6月28日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	金額		備考
めぐみビル	102	2025/07	賃貸料	100,000		

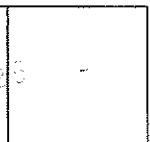
上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係
印



当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

8月分



領 収 証

No. 11958

令和 7年 7月18日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

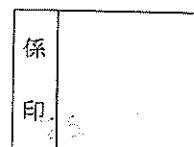
物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額	備 考
めぐみビル	102	2025/08	賃貸料	100,000	

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



当割合:政務活動のみ全額充当

家賃

事務所費

9月分



領 収 証

No. 11959

令和 7年 8月19日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2025/09	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係	25
印	

当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

10月分



領 収 証

No. 11960

令和 7年 9月17日

島尻 忠明 様

金額 ¥ 100,000 -

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2025/10	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係
印

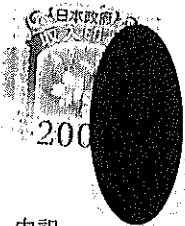
28

当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

// 月分



領 収 証

No. 11961

令和 7年10月15日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

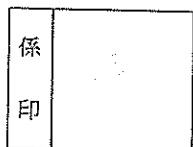
物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額	備 考
めぐみビル	102	2025/11	賃貸料	100,000	

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL: 098-876-1230 FAX: 098-878-5372

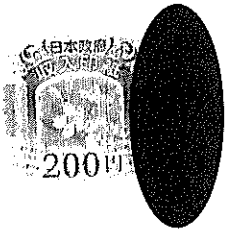


当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

12月分



領 収 証

No. 11962

令和 7年11月25日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2025/12	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

保
印

当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

/ 月分



領 収 証

No. 11963

令和 7年12月25日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額	備 考
めぐみビル	102	2026/01	賃貸料	100,000	

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係	25
印	

当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

2 月分

領 収 証

No. 11964

令和 8年 1月27日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2026/02	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係

印

当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

3月分



領 収 証

No. 11965

令和 8年 2月24日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	金 額		備 考
めぐみビル	102	2026/03	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

係

印

事務所費

統一様式-②

事務所概要申告票

議員名

高見元明

1. 物件の所在

住所	沖縄県大平 1-6-1 めぐみビル 102
電話番号	098-987-6137

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☐ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 [〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇]
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

高見元明

署名

印

印

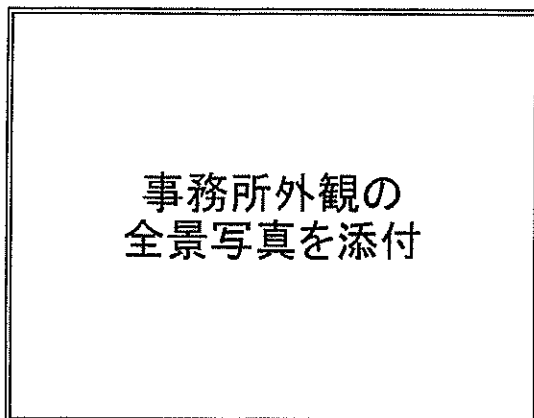
事務所費充当状況申告票

議員名 島尻 忠明

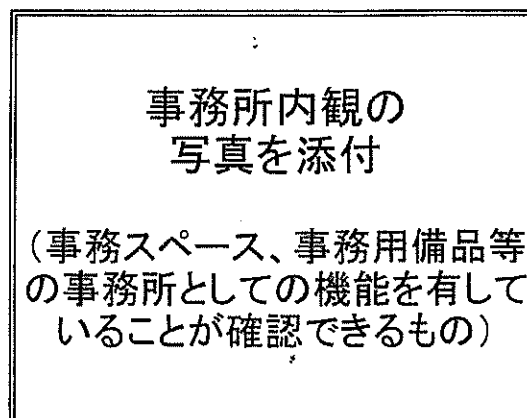
1. 事務所の状況

住所	浦添市大平1-6-1 めぐみビル102
----	---------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額
------	----

充当割合の説明：

政務活動のみ使用全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	100,000 円
	円
水道	6,949 (2カ月分) 円

(充当額)

家賃(月額)	100,000 円
	円
その他	6,949 (2カ月分) 円

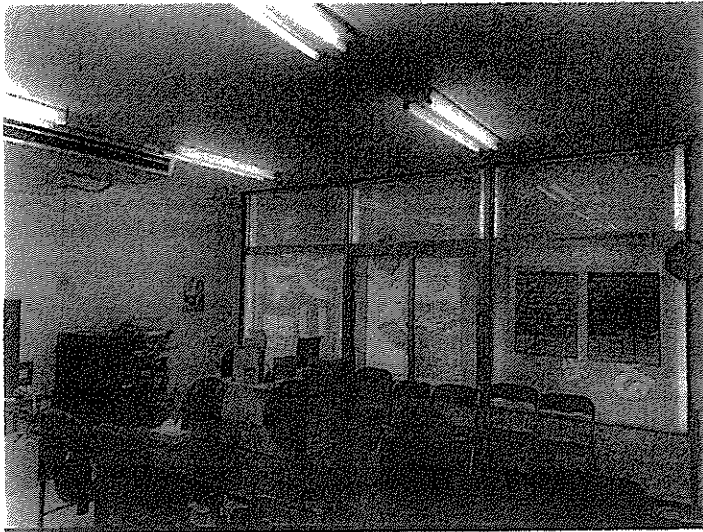
事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

島尻 忠明



事務所費



貸室賃貸借契約書

(沖縄県知事免許(9)第1141号)



大平不動産株式会社

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖2丁目3番1-101号

☎(098)876-1230(代) FAX(098)878-5372

貸室賃貸借契約書

このたび貸貸人 [REDACTED] と賃借人 島尾忠明 は、次の通り貸室賃貸借契約を締結した。よってその証として本契約書 式 通を作成し、記名押印のうえ、各自壹通を所持する。

第1条（目的貸室の表示）

賃貸人は、その所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

貸室の所在場所: 沖縄県浦添市 [REDACTED]
 貸室の構造: RC 造 陸 屋根 5 階建 / 階部分
 貸室の専有面積: 75-6 m² (約 22-87 坪)
 物件の名称: めぐみビル [REDACTED] 1F 貸室

第2条 (貸借期間)

賃貸借の期間は 2019 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までの 2 年間とする。但し、当事者合議の上、更新することができる。

双方から、何等申し出がない場合は、本契約は同一条件で自動的に更新し、以後も同様とする。

第3条 (賃料等)

1. 賃料は~~毎月~~金 壹拾萬 円也（消費税別）とし、賃借人は毎月末日までに翌月分を、後記特約条項第2条記載の銀行口座に振込みで支払うか、賃借人の銀行口座より振替（賃貸人の指定する金融機関に限る）とする。共用部分の維持管理費用として月額金 円也の共益費を賃料と併せて支払うものとする。毎月未満の賃料等は毎月を30日とした日割計算とする。（毎月単位は四捨五入）但し、振込みに係る手数料は賃借人の負担とする。
2. その賃料等が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の貸室賃料との比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても賃料等の増減をすることができる。

第4条 (敷 金)

1. 質貸人は敷金として金 壹拾萬 円を質借人から受領した。但し、敷金には利息をつけないものとする。
2. 質借人は明け渡すまでの間、敷金をもって質料等その他の債務と相殺できない。
3. 質貸人の承諾なく、敷金に対する権利を、他に譲渡又は担保に供してはならない。
4. 第2条の契約期間始期から起算して 壹 年未満に質借人の都合による解約の場合は違約金として質貸人は敷金の全額を返還しない。なおかつ質借人は本件質室の原状回復費用及び一切の債務を支払うものとする。

5. 第2条の契約期間始期から起算して 10 年以降の賃借人の都合による解約の場合は敷金の 0 割を償却費として差し引き、返還金 10 割から本件貸室の原状回復費用及び一切の債務を差し引いた額を返還する。その際賃貸人は、返還金から差し引く債務の額の内訳を賃借人に明示しなければならない。
6. 前項に定める原状回復費用及び一切の債務が返還金を上回る場合は、賃借人は遅滞なくその不足した金額を賃貸人に支払うものとする。

第5条（礼 金）

賃貸人は礼金として金 円也を賃借人から受領した。尚、礼金は返還されないものとする。

第6条（使用目的）

賃借人は、貸室を 事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。

第7条（転貸等の禁止）

賃借人は、賃借権を譲渡、若しくは本件貸室を転貸（同居、共同使用等事実上賃借権の一部又は全部の譲渡、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。

第8条（通知義務並びに所有権放棄）

1. 賃借人は本件貸室を長期間不在にする場合その旨、賃貸人に通知しなければならない。無断で壹ヶ月以上本件貸室を不在にし何等の通知もなく賃料等も支払わない場合、賃貸人は本契約を解除することができる。その際、本件貸室内外の賃借人の所有する什器備品等残留品一切の所有権を放棄したものとし、賃貸人においてこれらを処分しても賃借人は一切異議を述べないものとする。
2. 賃借人が死亡又は解散した場合、賃借人の相続人又は代理人は、賃貸人に対し遅延なくその旨を通知し、諸手続きを速やかに行うものとする。但し、相続人がいない場合は当然、本契約は終了とする。

第9条（増改築禁止）

賃借人は、賃貸人の承諾なしに貸室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為してはならない。

第10条（賃借人の改装及び原状回復）

1. 賃借人が本件貸室を改装する場合、予め賃貸人の承諾を得なければならない。その際、賃借人は賃貸人に対して計画図面等の書面を提出しなければならない。
2. 賃借人が本件貸室を明け渡す（解約、解除等）場合、什器備品及び内装工事等の買い取り請求をしてはならない。

3. 賃借人が原状回復せずに明け渡した場合は、原状回復にかかる費用及び原状回復終了までの賃料等を敷金から差し引くが、その費用が敷金返還分で不足した場合、賃借人は遅滞なくその不足した金額を賃貸人に支払うものとする。
4. 前項の原状回復とは、本件貸室を入居時の状態に戻すことではあるが、その原状回復は賃貸人及び賃借人が協議して行うものとする。

第11条（補修費用）

本件建物の土台、柱、屋根、壁のひび割れ、外壁塗装の剥離、雨漏り等、建物の基本的施設に関する修繕は賃貸人の負担とし、賃借人の営業上の施設に関する修繕は賃借人の負担とする。但し、賃貸人の負担に係る事項であっても、賃借人の責に帰すべき事由によって毀損した場合は賃借人の負担とする。

第12条（賃貸人の免責事由）

1. 賃貸人は天災、地変、火災、盗難等により生じた損害、又は電気、ガス、上下水道等の設備の破損により生じた損害に関しては、重大なる過失の無い限り、一切その賠償の責任を負わないものとする。
2. 前項の賠償を保証する為、賃借人は契約期間中、店舗総合保険等（火災保険、盗難保険等）に加入しなければならない。

第13条（契約の終了）

1. 本件貸室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催告をしないで当然消滅する。この場合には敷金 貳拾萬 円也は、賃借人へ全額返還する。
2. 賃借人の責めによる火災焼失等の場合は、敷金及び既納の賃料等は賃借人に返還しない。

第14条（諸費用の実費負担）

次の各号の諸費用は賃借人が実費で負担するものとする。

- (1) 電気、ガス、水道、電話料金等、その他の公共料金。
- (2) 本件貸室から出るゴミ等の廃棄物については、国及び市町村が定める方法に従い賃借人の責任においてその処分を行い、賃貸人その他の入居者に一切迷惑をかけないものとする。
- (3) 本件貸室内の電球、蛍光灯の取り替え、水道栓（パッキン）の取り替え等 その他使用上生じた諸費用。
- (4) トイレ、洗面台、流し台等の排水パイプのつまり補修費用。

第15条（使用上の注意）

賃借人は、本件貸室内外において危険、不潔、その他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

第16条（契約解除）

賃借人が次の各号の一つに該当したときは、賃貸人は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。賃借人の所有物が貸室内外に契約解除の日から2日以上放置される場合は、賃貸人がこれを自由に処分しても異議の申し立てをしない。

- (1) 2ヶ月分以上賃料等の支払いを怠ったとき。
- (2) 賃料等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- (3) 第7条及び第9条の規定に違反したとき。
- (4) 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないとき。
- (5) その他本契約に違反したとき。

第17条（賃借人の解約申入れ）

賃借人は、賃貸人に対して1ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し賃借人は予告に代え、1ヶ月分の賃料等相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第18条（損害賠償等）

賃借人（その使用人及び来店者も含む）の責に帰すべき事由によって本件貸室及び本件建物（植栽等付属物含む）を破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、又は損害の賠償をする。

第19条（移転料等の不請求）

賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、貸室に付加した有益費及び移転料その他これに類する金銭上の請求をしてはならない。

第20条（看板等設置）

賃借人は、本件貸室の屋外（屋上及び外壁等）に看板等を設置しようとするときは、予め賃貸人の承諾を得て、安全面（暴風時及び天災等も考慮して設置）を十分に考慮しなければならない。賃借人が設置した看板等で人身事故、物損事故等があった場合は、賃借人の責任とし、賃借人はその解決に努力しなければならない。

第21条（賃貸人の代理人）

賃貸人は、賃貸人の代理人として、賃借人との連絡及び事務手続き（賃料等の受領も含む）を行うため、管理人を置くことができる。

第22条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は賃借人の本契約より生じる一切の債務について、賃借人と連帯して債務履行の責を負うものとする。
2. 本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
3. 連帯保証人が死亡又は解散した時は、賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知し、連帯保証人の変更をしなければならない。その他賃貸人において必要と認める時にも賃借人は連帯保証人を変更又は追加しなければならない。

第23条（保安点検）

賃貸人又はその代理人は、貸室及び建物の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し、必要あるときは、随時、契約貸室内に立入り、必要な措置を講ずることができる。
この場合、賃借人は賃貸人又はその代理人の措置に協力しなければならない。

第24条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した。

第25条（駐車場）

1. 本件貸室の駐車場は 1台付 とする。
2. 賃借人は駐車場において、駐車場、車両、積載物等の管理を行い、賃貸人はそれらの損害に関して一切の責任を負わないものとする。
3. 賃借人は駐車場を利用する車両に変更があった場合は、速やかに賃貸人に届け出なければならない。
4. 賃借人は車庫証明の発行を賃貸人に求める場合、保証金として1台につき金参萬円也を発行と同時に賃貸人又は代理人に預け入れる。但し、保証金には利息はつけない。
5. 前項の保証金は、本契約の終了、当該車両の廃車、又は譲渡した時点で、その日から60日以内に保管場所台帳（所轄の交通安全協会に保管）の記載を抹消し、その車検証の写しを賃貸人又は代理人に提出し、賃貸人又は代理人が確認した時点で返還するが、その抹消手続きが60日を超えた場合、保証金は消去し賃借人に一切返還しない。
6. 車庫証明の申請及び抹消手続きは、賃借人自ら行うものとする。

《特約条項》

第1条（暴力団対策法等）

賃借人が次の各号のいずれかに該当したときは、賃貸人は何ら催告を要せず本契約は解除となり、賃借人は本物件を明け渡さなければならない。

- (1)暴力団員又は、反社会的構成員と判明したとき。
- (2)本物件、共用部分、附属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは搬入したとき。
- (3)暴力団員以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
- (4)賃借人又はその関係者が本物件内、共用部分、その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑、不安、不快感等を与えたとき。

第2条（賃料等振込先）

賃借人は賃料等を下記口座に振り込むものとする。振込み手数料は賃借人負担。

沖縄銀行 ■■■支店（普通） ■■■ 大平不動産（株）

第3条（保証契約）

本件貸室には賃借人の負担で家賃保証契約を附帯し、本件貸室賃貸借契約が終了するまで、家賃保証契約を継続するものとする。

第4条（賃料等の遅延損害金）

1. 賃借人は賃料等の支払い期日を10日過ぎても、賃料の全部又は一部の支払いを怠ったときは、金5,000円の請求手数料（遅延した月のみ）と遅延した金額に対し、年利14.5%の割合による遅延損害金を加算して支払うものとする。
2. 賃借人が家賃保証委託契約を行っている場合、前項に定めた期間を過ぎた時、賃貸人は保証会社に代位弁済を請求し、賃借人は保証会社に対して保証委託契約に定めた損害金等を支払うものとする。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

電気 沖縄電力(株) TEL 876-5221 電気番号

ガス 通称工業 TEL 098 947-5468 ガス番号 _____

※ガスはガス会社によって保証金（預かり金）が必要です。

水道 浦添市水道局 TEL 877-8476 水道番号 _____

※賃貸人が検針請求する場合もございます。

ゴ三 浦添市役所 TEL876-1234

※必ず環境保全課に電話連絡の上、ゴミ収集の契約を行って下さい。

鍵 (正面 本、裏口 本、シャッター 本) 受取 (印)

統一様式ー①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
11/25	会議用テーブル(6台) パイプ椅子(12脚)	138,600	全額	138,600
毎月払	パソコンレンタル(令和7年1月～12月)	93,500	9/12	70,125
毎月払	パソコンレンタル(令和8年1月～12月)	93,500	3/12	23,375
事務費 充当合計				232,100

事務費

充当割合:政務活動のみ全額充当

ReSTA ReSTA

領 収 証

NO. 000839

島 尻 忠 明 様

収入印紙

ReSTA
ReSTA
ReSTA
¥138,600

内訳		
税率	税抜金額	126,000
10%	消費税額	12,600
税率	税抜金額	-
8%	消費税額	-

但し オフィス家具代として(クレジットカード払い)

上記金額正に領収致しました

2024 年 11 月 25 日

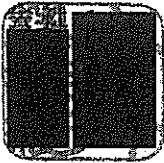
コーユーレンティア株式会社

リスタ沖縄店:

〒901-2223 沖縄県宜野湾市大山7-7-17

☎: 098-898-1018 FAX: 098-890-1411

登録番号: T3010401025419



取扱者印



ReSTA ReSTA

会議用テーブル (6 台) 椅子 (12 脚) 138,600 円

「政治・業務活動」以外が含まれるので案分

事務費

領 収 証							№ 004163					
島尻 忠明 様							令和 7 年 5 月 21 日					
金額			¥	9	3	5	0	0				
但し パソコン 9/1 2025年1月~2025年12月												
上記金額正に領収致しました。												
 朝日株式会社												
登録番号 T4-3600-0100-8408												
☐ 【本社】〒901-2125 沖縄県浦添市仲西二丁目2番3号 TEL.098-876-4487(代)・FAX.098-876-4488												
☐ 【中部営業所】〒904-2172 沖縄県沖縄市山内3丁目27番1号 TEL.098-933-1316・FAX.098-933-1317												
☐ 【うるま営業所】〒904-2205 沖縄県うるま市栄野比1丁目1番1号 TEL.098-972-3180・FAX.098-972-3181												
☐ 【北部営業所】〒905-0006 沖縄県名護市宇字茂佐919-2 TEL.0980-53-6489・FAX.0980-54-2172												
 200円												
<table border="1"><thead><tr><th>係 員</th><th>扱 者 印</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>									係 員	扱 者 印		
係 員	扱 者 印											
												
社印、係印の無いものは無効です。												

(2025/1月~3月)適用外

$$93,500 \times 9/12 = 70,125$$

政務事務所用 70,125 円

デスクトップ PC レンタルリース

充当割合・勤務活動、以外が含まれるので案分

事務費

領 収 証										№ 004161	
島尻 忠明 様										令和 8 年 4 月 2 日	
金額										内 訳	
¥ 9 3 5 0 0										銀行振込	
但し パソコン等 2026年1月~2026年12月										現金	
上記金額正に領収致しました。										小切手	
朝日株式会社										手 形	
登録番号 T4-3600-0100-8408										係 員 扱者印	
□【本 社】〒901-2125 沖縄県浦添市仲西二丁目2番3号 TEL.098-876-4487(代)・FAX.098-876-4488											
□【中部営業所】〒904-2172 沖縄県沖縄市山内3丁目27番1号 TEL.098-933-1316・FAX.098-933-1317											
□【うるま営業所】〒904-2205 沖縄県うるま市栄野比1丁目1番1号 TEL.098-972-3180・FAX.098-972-3181											
□【北部営業所】〒905-0006 沖縄県名護市宇字茂佐1丁目1番1号 TEL.0980-53-6489・FAX.0980-54-2112											
社印、係印の無いものは無効です。											

2026/1 月 ~ 12 月 93,500 円

令和 8 年 1 月 ~ 3 月 分

$$93,500 \times 3/12 = 23,375$$

充当額 3 ヶ月分 23,375 円

6 7 8 9 10 11	8 9 10 11 12 13 14	8 9 10 11 12 13 14
13 14 15 16 17 18	15 16 17 18 19 20 21	15 16 17 18 19 20 21
20 21 22 23 24 25	22 23 24 25 26 27 28	22 23 24 25 26 27 28
26 27 28 29 30	29 30 31	29 30 31

